

地球第九卷第一號

昭和三年一月一日

居住地理學の問題としての日本

(上)

住宅(藤田文學士の日本民家史)

小川 琢 治

明治二十四年十月二十四日の濃尾大地震の起つた頃は私は未だ第一高等學校生徒として本郷森川町の下宿に居て、その一兩日前の夜半に近火に遇ひ、同宿者と共に運び出した荷物を翌朝各室に戻すに當り、當時造家學生伊東(忠太)博士の法隆寺建築研究の卒業論文が誤つて何人かの手で自分の部屋に持ち込まれたことがある。當時の私は日本古建築物に對して何等の智識も興味もなかつた上に大學卒業論文といふ神聖視さるゝものに手を觸るゝすら恐ろしい氣がして、唯だ表題を一瞥しただけで直に同君の部屋へ届けた。然れども後年關野喜田兩博士間に法隆寺再建非再建の爭論が興る頃になつて、屢々此の時に賭た太い紫紐に綴つた立派な大冊が眼前に彷彿と現はれて來るのであつた。其の後我々は日本村落の起源と變遷に著目するに及んで、居住の型式に孤立莊宅 *Einzelfhof* や垣

内式聚落やその他の聚合 Agglomeration を成し鎮守の森と農家の生垣との間に連鎖のある事實を認めたが、尙ほ社殿堂塔等の古代文化を表徴する建築と一般の民家との間の大なる溪壑が横はるが如くに見えて、その間に共通なる特色を把住する手掛りが得られなうだ。近頃日本建築の専門家が輩出して現代生活の必要に應ずる種々の考案意匠が提案され實現されつゝあつて、造家學科の全く洋建築に範圍を局限した觀のあつた三十數年前に比すれば、隔世の感を與さざるを得ない。が都鄙西共に急激に變更抹却されつゝある舊式家屋の系統的記載研究に至つては建築家も歴史家も共に手を着けるものなく、伊東博士の古代大屋に試みた如き研究が今日まで喜田博士今氏等の箇々の研究の外に是れぞと指摘に値するものが見當らなかつたのである。

今茲に藤田文學士の日本民家史の著述は我々の平生感じつゝあつた闕典を充たす最初の試みで、而かも驚く可く豊富なる資料を蒐集されて、之を系統的に記述論考され、且つ何人にも解し易く讀み心地好く筆路を進められたのであるから、人文地理學からも文化史からも暗黒なりし一方面が一時に光輝に浴した譯である。この書により日本家屋の様式を區別する名稱の正確なる意義が明瞭となり、最も原始的の形態から種々の變化變遷を経て今日の農村の住宅が出来た經路が辿り得られることゝなつた。この書により初めて聚落を形成する住宅の性質が確知される譯で、若し聚落を生物の個體に比較し得るならば、箇々の住宅は其の細胞に相當するもので、その實質を明かにし得て、此に居住地理學の堅牢なる基礎が出来ることゝなるのである。是は我が日本の人文地理界に於て居住論の方面に時期を劃する進歩と看做すべきである。我々は藤田君の眞摯なる研究の結果を驚嘆し

又たこの専門的一大冊を發刊するに躊躇せなんだ刀江書院の奮發を推獎せざるを得ぬ。

我々は本誌上(第五卷第一、六號)で日本の村落と都市とに就いて人文地理學上の考察を試むる前に、嘗て越中礪波郡の孤立莊宅(地學雜誌第四三年に注意し、又た近畿地方の土地と住民(京都府教育會發行)に就いて述ぶるに當り、近畿地方特に奈良平野の條里遺跡の存する地區に隋唐文化の輸入さるゝ時代に出來た村落の形式の特色に注意したことがあつて、日本の居住地理學的研究に當り、歴史的影響が頗る重要なを認めた。然れども此の方面の歴史地理學的研究は關野喜田兩博士の奈良平野の條里に關するものが出た外は殆んど之に續くものがなく、我々は歴史家の助力を仰ぐに満足せずに、我々獨特の手掛りを求めて此の方面を開拓せねばならぬと感じつゝあつた。此の書は我々の辿らんとする途に於て新らしい試みを始められたもので、その孜孜なる努力と爛々たる眼識とにより廣い範圍に涉り闡明し得た結果は最初の試みに對して我々の豫期したよりも遙かに重且つ大なるを覺ゆる。

藤田君は民家を屋根、間取(甲、妻入住宅、乙、平入住宅)家作の變化、宅地の四篇に分つて論述され、尙は附録として、都城としての大坂、及び京都市内に殘存せる古代の聚落の二短篇を收め六百頁に餘る一大冊(挿圖二百五十二と玻瓈版その他九版を含む)を成してゐる。此の如く屋根から始めて宅地に及ぼした記述の順序は民家を對象とした研究であり、又た遠方から望見して識別し得る家屋の上部に現はるゝ特徴を第一に置いたのは固より其所を失つてはゐないのである。然れども住宅を居住地理學の見地から考察せんとするには、先づ土地其ものの一部たる宅地を先にし、次

に家屋の平面圖に現はるゝ形狀及び屋根その他の堅面圖に現はるゝ形象に論及する方が我々の本誌上に述べた都市と村落との考察に續けるに適當なる順序であらうと信ずる。

故に我々は住宅の全體に渉る總論として宅地から始めて家屋の平面圖、及び堅面圖に及ぼす順序で、藤田君の提供された資料を基礎として此の問題を論ずることとする。

二

我々の住宅といふは住家、非住家、庭園等の建てられた土地の一區劃を意味し、一戸の家族が之を占有するを常態とし、大家には時として之に隸屬する數世帯の家族を包有し、又た時として一棟の家屋に數世帯の同居する様な特殊の場合もある。然れども要するに社會的生活の一單位を成す人類の一團が土地に固着する形態で、地と人との間の最も固定した關係の成立と謂ふべきものである。住宅と共に固定した土地占有の他の形態は道路で、此は住宅外に出でゝ活動する必要に因り當然住宅に附隨して生ずるもので、此の兩者を併せてブリュヌ氏は之を非生産的土地占有と呼んで、衣食住に必要な物資生産の目的に供する生産的土地占有と區別した。

住宅の第一の要素は土地即ち敷地であつて、其の占有の最も幼稚なる型式は穴居 Troglodytism であらう。が是れは文化の幼稚な遠い過去に世界處々に行はれたとはいへ、現在の支那黃土地方の如き特別な地質關係の存在する場合に限り存續し、日本及び屬領内には問題とならぬものである。穴居の場合には住居の目的で占有する土地は地下に在るから、黃土地方の如き農家と雖も崖下の出口に收穫の時季に必要な庭地だけが宅地として平面圖に現はれるに止る。

第二は沙漠に接する草地及び高山に接する牧地の住民間に主として見らるゝ游牧 Nomadism である。兩者共に牧草の生茂する夏季と他の時季とに畜獸と共に移動する居住の状態であるが、内地では之に類似した生活が北陸山地の農家に行はれ、高原狀の山上に夏秋の耕種を營み、冬春の間は山下の溪間に歸るのであつて、田に廬ありといふ支那古代の農家生活も恐らくは之に類似すべく、何れも居住の季節的移動を意味する。草地の眞の游牧は蒙古ギルギース等諸族の如く天幕（蒙古包）を張つて來住し、之を疊んで去るから、秋冬の交には火を焼いた爐が認められるのみで、居住の遺跡は全く消滅する。之に反して山地の游牧（ブリューヌ氏の用語に従ふ）は山上にも住家を造り且つ畜類又は穀物を容れる小屋も附屬し得るもので、年々歳々行はれる一定の村落との間の移動の形跡が地表に印せられるものである。

游牧と類似した移動生活は浮浪 Gipsydom (Gipsysiem) と呼ぶべきものである。然れども西曆第十五世紀頃に歐洲に現はれたジプシー族の生活に見る如く、全く生産する土地を占有することなく又た從つて定住する家屋をも所有せず其處此處の山林道路を遍歴する。之に類似するものは日本でも絶無でなくて、山窩その他の浮浪民は定住性を缺いた人類の例外の場合に相當する。

以上舉げた生活状態は何れも住宅といふ問題に對しては特殊の陰性の意義しか有せぬもので、從つて又た日本の居住論には餘り重要でないと思ふから之に立入らぬ。

然れども今述べた所から住宅の成立存續は人類の生存上の必要から起つたことは明らかとなり、土地の一區を敷地として之に風雨を防ぎ寒暑を凌ぐ爲めに屋根を造り壁を建て、坐臥の安樂の爲め

に床簀をかき窓戸を開閉する等のあらゆる施設が加へられた家屋が建築されるに至る。而してその生業の如何に従ひ選定される敷地と周辺の土地との關係が各異つてゐる。一定聚落の成立した後に始めて生ずる商工業に従事するものゝ住宅を除外して考ふるに、日本の原始的住宅と周辺の土地との相互關係は判然たる樵農漁三種の區別あるべきで、森林、耕地、河湖海面に獲る所の動植物に食料を仰ぐのである。但し多くの漁村と雖も一部は土地の生産を利用することは最初から行はれたと想像され、又た森林から薪炭材木を採り鳥獸を捕らへ得る山村では狩獵と樵漁とが共に今も重要な副業であつて、其の殆んど專業に近い上古を推測し得る。

近世に至つて歐洲人の入り込んだ北米合衆國東部や徳川末期以後内地人の旅行移住の行はれた北海道の開發初期の狀況から想像すれば、我が群島の神武天皇御東征の頃も之に彷彿たるもので、密林に蔽はれた山地に續いて喬木灌木等の叢生する藪林と命名すべきものが丘阜平地に瀾漫し、唯々亂流する河川に沿ひ河原や沼澤がその間に或は連續し、或は散在した筈である。最近三百餘年間に築造された堤防のなかつた遠き以前には、洪水の氾濫に任せた洪涵地は安穩なる居住を許さぬから已むを得ず藪林を伐りあげ或は焼き拂つて住宅を設けその周圍を開墾するといふ狀況が内地でも開發の第一歩であつたと考へねばならぬ。

此の如き原始的宅地の發生を内地に求むることは今は頗る困難なるも、東北線の鐵道が敷設され初めた頃的那須野ヶ原の附近、東海道線の開けた頃の遠江高師ヶ原（二川驛附近）等は少くも地形圖上にその狀況を端倪想像するに役立つものである。是はブリュエ氏の擧げた南獨ミュンヘン郊

外の森林地域が處々伐り開かれた例と比較すべきものであるから、試に之を圖示する。

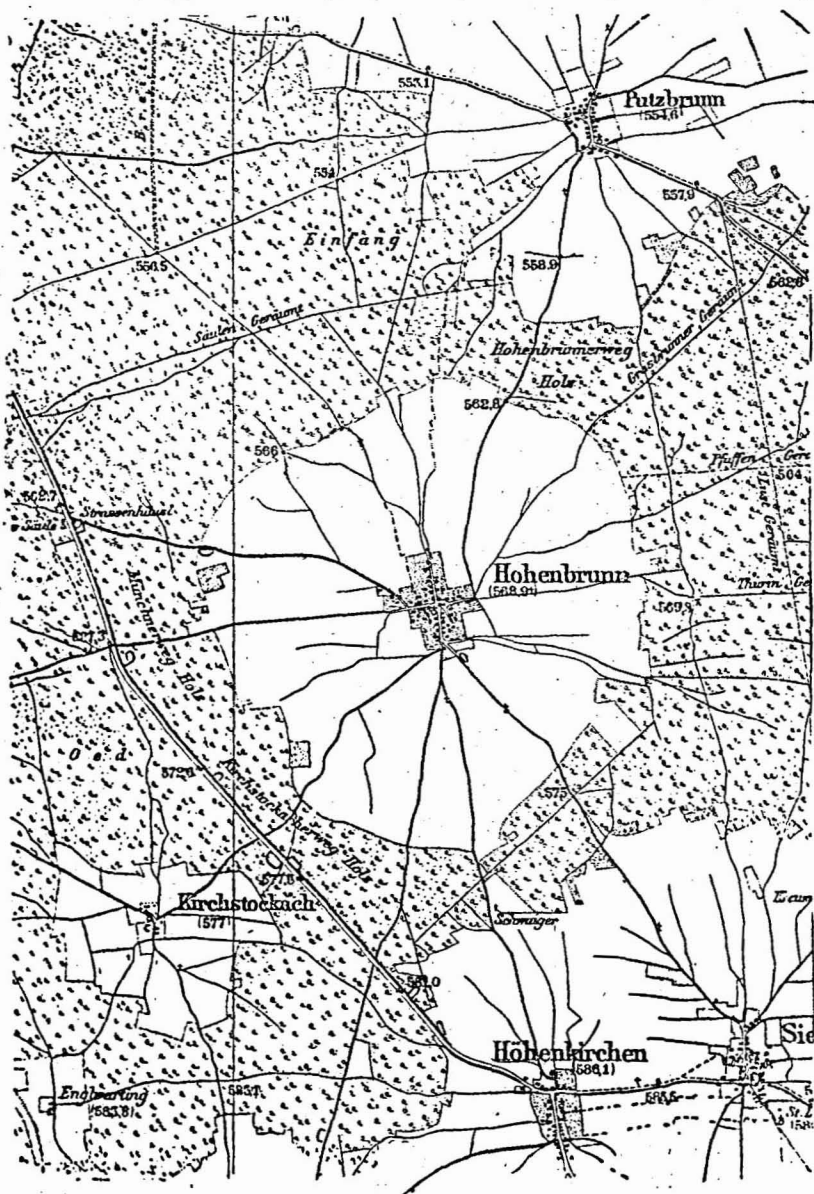
越中の莊宅^{ホウフ}が針葉樹を防風の目的で宅地の周邊に繞らしたのに初めて注意した時に、我々は之を鎮守の森の立木に比較して、日本農家の原型に溯らんとしたが、今や藤田君は更に此の如き立木の起源を『日本の農家は元來が森林中にあつたもの』（四八三頁）として説明せんとするのは今述べた實例から考へて正當なるを認める。

藤田君はこの立木の幅が二三十歩に及ぶべしと考へて、之を神籬^{カミヰ}と同じ意義のものと解せんとした。靈區を限る林域と個人住宅の外圍とに原始的地文狀態が共に保存されたと推論し得るとしても兩者の起源の共通から直ちに文字通りの神籬を民家の立木の垣とを同一とはいひ難いかも知れぬが同君の『越中のカイニヨ式の屋敷といふは古い時代の住宅の形式でもあり、同時に神の屋敷の形式である』と斷じたのは我が意を得たものである。

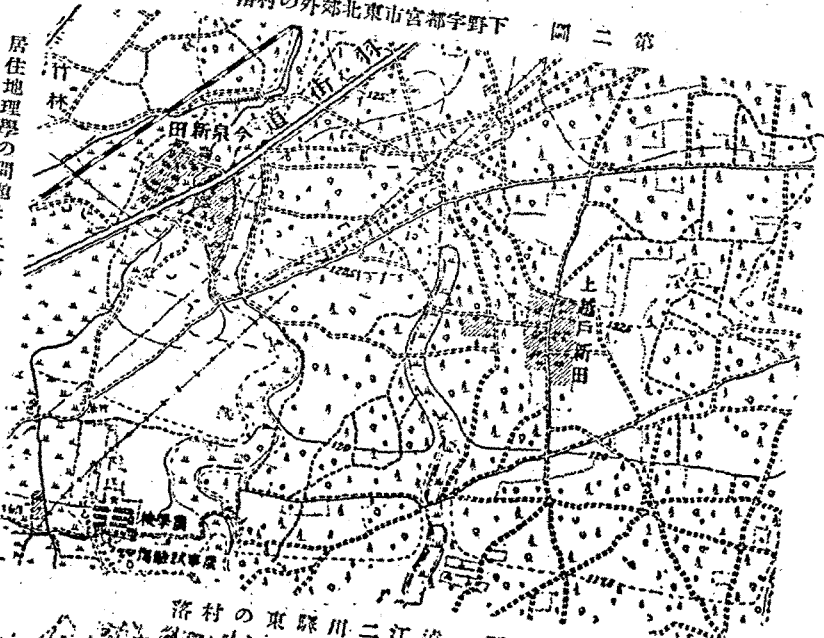
三

住宅の敷地即ち宅地の廣さとその形狀に就いて考ふるに、是は第一に占有し得る土地の性質特に地形に制限されるもので、平坦なる森林地が伐り開かれて出來た場合は、その最小の面積は家屋の南面と東面又は西面の二方が日光を十分に受ける必要から、略ぼ立木の高さに等しい距離だけの餘裕が望ましい。若し周圍の樹木が三十尺に達すべしとせば方十間乃至十五間即ち約百乃至二百坪の空地が必要となる。

古代の宅地の廣さを考ふるに、藤田君は續日本紀（卷二）慶雲三年の詔勅に

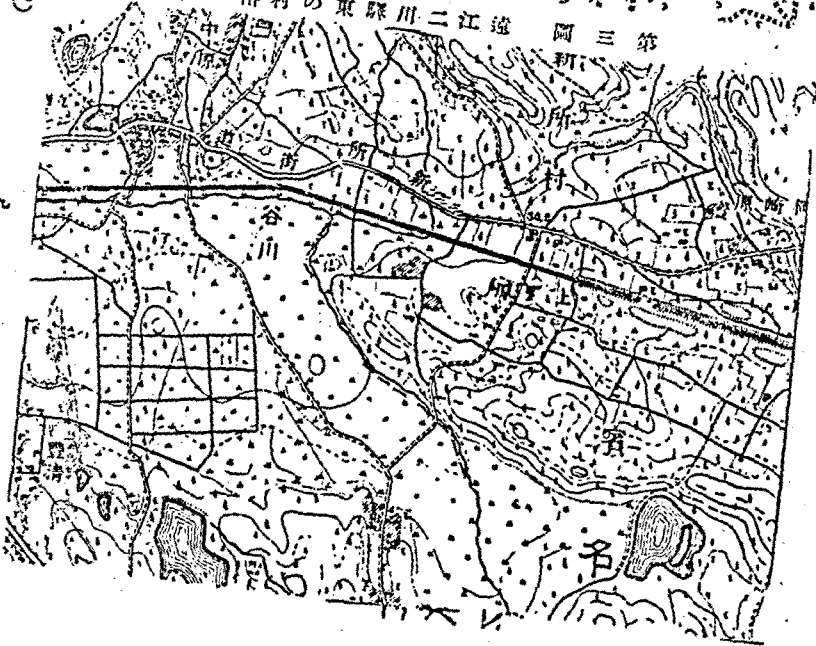


第 二 圖 下野都宮市東北郊外の村落



居住地理學の問題としての日本住宅 (藤田文學士の日本民家史)

第 三 圖 遠江二川縣東の村落



九
九

但氏々祖墓及百姓宅邊、栽樹爲林、并周三十許步、不在禁限（本書在の字を脱す）

といふを引き、一偶歩を五尺とすれば、周二三十歩は百尺乃至百五十尺となり、祖墓は兎に角、之を邸地の周囲とすれば、その内容は僅かに一邊四間半乃至六間強の正方形、即ち面積二十乃至三十坪となり、宅地として餘りに小さく、林を爲す地積もないとした。我々も是は信じ難いと考へるが藤田君は之を怪んだ結果二三十歩の幅の林地ならんと考へ、林の兩端間の距離少くも三四十間あるものとし、敷地は九百坪乃至千六百坪に達すべしとした。

今按ずるに氏々の祖墓及び百姓の宅邊と限定した意味より推して此の如く千坪又はそれ以上の大宅地を庶民に許したや否やは疑はしい。故に二三十歩の幅ある林地帯を繞らす宅地に相當するものが本書（五〇〇頁）肥後菊池郡の例の如きものがあつたとしても、一般百姓の住宅が此の如く大きかつたとするに躊躇する。我々は此の詔勅の文意を四周各二三十歩と解し、四面の一邊の長さ各二三十歩とすれば二百八十坪から六百二十坪の敷地となり、此の勅語の前に賜地實はたゞ一二畝に過ぎぬに廣く山谷に跨り境界を設けるのを禁ずる意味と吻合するを認める。

此の如く考ふれば庶民の住宅敷地の全面積は普通一二畝で、林地帯を合せて二三百坪であるのが事實らしく、その面積の大なる場合には中央に二三百坪の空地を開き、周圍に林地帯があつたのを上古の宅地の原型に近いものとすべきかと想ふ。

支那では孟子に五畝の宅に桑を栽へるといふ如く、廣い宅地の邊に桑畑を作り養蠶の副業を營むのを理想的の農家の型式と考へたが、平地に乏しい日本に蠶業の輸入せられる以前の農家は上に述

べた如き形態で、孟子にいふより小であつたと想像すべきであらう。

此の如く敷地の限界を劃する林地が住宅に重要な意義あるもので、是から生垣なるものが發達して、參遠地方に見る如く立派なる槇の生垣までもなつた。本書に垣内カイナといふ語を原始住宅の型式と認めたのは正しく、我々の嘗て近畿地方の條里遺跡に見る垣内式村落と呼んだものは此の如き孤立住宅の宅地を限る名稱から轉じて多數宅地を包括するに用ゐられたに過ぎぬらしくなつた。

宅地の廣さに地方的相異及び時代的變化あることに就いて本書に示せる所も亦た頗る面白い。

宅地の廣さの地勢に制限せられる好例は近江國栗太伊香兩郡に認められ、琵琶湖岸に瀕する前者は宅地平均面積一七二坪で、後者の山奥鷺見村では平均九六坪に過ぎぬのである。前者でも草津の如き人家の密集する街村では八七坪に減少してゐる。

之に比すれば能登羽咋郡の如きは平地山地海岸を含む處で、その平均一二四坪なるが、海岸の漁村に於て著しく小で、帆船の好錨地として名も福浦といふものゝ如き僅かに五二坪に過ぎぬ。福浦は半島の西岸に在る極めて小さく切れ込んだ灣入で、周圍は第三紀の丘阜の險岸で耕地に乏しく、海岸村落の宅地の狹隘なるを示す著明なる例である。

之を要するに宅地の面積は使用に適する平地及び緩斜面の面積と戸口との割合で自然的に定まるのである。然るに前者は略ぼ固定し、後者は年を遂ふて増加する傾向がある。故に農村に於て耕地開發の餘地なく戸口の増殖が許されない事情に達するまでは宅地の面積が遞減すべきは勿論である従つて開發の初期から進行すると共に遞減する傾向が一般で、本書(五〇〇頁)にいふ越中の一千坪

に近いもの、肥後菊池郡の二千坪以上（八反屋敷）のもの、如きは多くは草分けの豪農の維持し得た除外例ともいふべきかと想はれる。

宅地面積遞減の趨勢は本書（五〇四頁）に掲げた明治十六年と大正十三年との宅地平均面積統計及び縣別分布圖を觀るに、明治十六年既に近畿四國中國十六縣三地區と北陸の福井石川二縣では滋賀縣一三〇坪を最大とし、百坪に達せるもの九縣あり、且つ何れも前後の増減甚だ僅小であるが、之に接する本州中央の新潟富山長野岐阜愛知山梨靜岡の七縣は明治十六年に何れも一三〇坪以上であつたのが、大正十三年には新潟を除いて何れも二割内外の減少を來たし、それ以下に落ちた。是より東北の關東奥羽諸縣は東京神奈川を除いては何れも遙かに廣く、福島の一九二坪以外は明治十六年には何れも二〇〇坪以上であつて、大正十三年には激減して、岩手埼玉千葉三縣以外は何れも二〇〇坪以下となつた。九州は宮崎以外の六縣は中國に亞ぎ一五〇坪以上の處なく、宮崎のみは東北と同じく前は二四九坪を有したのが、是も大正十三年一四三坪に激減した。

此の統計と分布圖との指示する所によれば四十一年間に宅地面積の減少が一般に起り、而かも近畿を中心として之に接する地區は何れも遙かに以前から百坪弱の小宅地となつて、最近の減少著しくなく、之に反して二〇〇坪（七畝）以上の大宅地を有した地方の激變は驚く可きもので、就中宮崎縣の二四九坪から半減して一四三坪となつた如き極端な場合すら認められる。

淺若文學士が奈良平野の村落人口の増減を調べた結果に依れば、或るものは變化僅少、或るものは減少の傾向を示し、本邦で最も古く發達した農村では人口は既に飽和狀態に達してゐることが明

かとなつた。今此の兩圖に示す所を比較するに、宅地面積にも同様の現象があつて、奈良縣の如きは前の七二坪から後の八七坪といふ小變化が起り滋賀縣にて至は前一三〇坪後一二八坪で殆んど全く變化なく、近畿中國四國を通じて増減の一般に小なる特色を表徴するものといひ得る。

我々は嘗て奈良平野の村落が長方形の堀に圍まれた原境界の外に第二の堀を造つた發展と第三の堀を設けぬ發展により二十數戸から五十戸内外の部落になつた状態を見て、非常に興味を感じたのであつたが、今や此の如き村落内の各住宅が最初出來た時既に農家として最小限度の宅地に分割され、分家するものゝ住宅は堀の外に設ける外に途なくして、此の如き形態となつた經路を明にするを得たと信ずる。

今述べた外に尙ほ本書の附圖と統計に現はれた注意すべき他の事實は東京大阪兩府の宅地の狹隘なるにして、前者六〇坪と五三坪後者七二坪と四六坪にして、明治初年以來共に全縣の最小なることである。是は市街住宅が兩府の大部分を占むる關係に外ならぬ。

又た此の事實から宅地面積の減少の一般的傾向は戸口の都市集中の進行に比例するものにして、農村に於ける箇々の宅地に大なる變化が起りつゝあると速斷し難いことが逆に推論される。著大なる一縣の中心たる都市がない所の滋賀奈良兩縣の宅地が互に大さを異にするに拘はらず、共に四十年間に何等の變化を見ないのは、その一證である。

之を換言すれば市街宅地の面積が戸數の増加に反比例して急激に減少し、其の結果が全國各地方の宅地平均面積の激減として現はれたのが大正十三年統計である。到る處の鐵道沿線停車場附近の

小住宅及び工場に附屬する職工其の他の住宅が出來つゝあるのはこの統計上の數字を具象化した事實の一であり、都市の大住宅の空地が開放されて小宅地に分割され、郊外の耕地が住宅化される等も亦た之と同じ性質のものである。

都市住宅の單位敷地が將來に如何なる坪數の最小限度に達し得るかも亦た之に附隨して生ずる興味ある問題である。若し現在の小住宅が一階半の建築を二〇坪の敷地に作る程度が理想的最小住宅であるとし得るならば、大小都市の住宅が三層乃至五層の範圍に垂直に生長する場合にその二分一乃至三分一の敷地に減少しても差支ないこととなる筈である。之を換言すれば平均五人の家族を含む一戸の面積が約十坪となり、人口一人當り二坪が略ぼ最小限度の面積となる譯である。都市全體の面積は此の外に公私用の道路、學校寺院等の共用建築物の空地を必要とするから、一人當り約四坪を要するとせば、五十万人を有する大都市中敷地は約二百萬坪となる。大阪の如き中央に近い部分の如き處は現在既に此の如き人口密集狀況を呈してゐるかと察せられる。

宅地の面積の最小限界は生業の性質により決定され、その最も廣からざる可らざるものは農家である。前に舉げた全國各縣の宅地平均面積の等差は農戸の大多數を占むる處から商工戸數の割合の増すに従ひ生ずる變化がその第一である。住家非住家庭を含む農家の面積は香川縣讚岐の平野の如き小作農の多き地方に於ても、恐らくはその一戸平均百坪以下には降り難かるべく、奈良平野の如きは既に數百年前にその一定限界に達して今は著しき増減が起らぬものと想はれる。従つて農家の宅地面積は一般に最小限界の坪數が大なると同時に減少する傾向に對する安定性も大なりと考へ得

る筈である。

農家の宅地平均面積に地方的等差が起る他の理由は耕地との關係で、水田のみを耕地とする冲積平地に發達した村落は大抵隈なく開墾され周約的耕作の極度に達してゐるから、宅地は耕地に比して最小の割合を占むるを常とし、奈良高松等に見る如く殆んど蔬菜果樹等を宅地内に栽える餘地を存してゐない。此の如き場合には又た牧草を生ずる共有地などもなく、耕作及び運搬用の馬牛を畜い得ないから、従つて家畜の小屋を造る地積もなく、宅地の面積はそれだけ小さくてよい。

畑地の多い洪積臺地を含む場合では此と反對の關係となり宅地が比較的に廣くなり、山間の平地に乏しい處と雖も第一の場合の如くに窮屈でないのを常とする。關東以北の農家の多い地方が全體として平均面積の大なるは洪積臺地又は火山裾野の如き緩斜面が廣く發達したことゝ開墾の未だ普及せぬことゝで説明される。此の關係は藤田君の示す所に従ひ前に既に述べたのであるが、尙ほ附加へて置く。(未完)

北上山地の南端部、牡鹿半島の岩石節理の研究 (一)

矢 部 長 克

石巻に近き三疊紀井内石の石切場に於て産出するアンモナイトは殆ど常にその原形を失ひ長橢圓